

第8期小笠原村介護保険事業計画
[令和3年度～令和5年度]

令和3年3月

東京都小笠原村

はじめに

平成12年度から開始された介護保険制度は、高齢化社会における家庭内、地域で生じる介護問題を解決するために、高齢者の自立支援を図り、社会全体で高齢者とその家族を支援することを目的としています。

全国的に高齢化が進む中、介護保険制度は高齢者を支えるシステムとして確実に定着しております。

当村は他の地域に比べ、高齢化が緩やかに進むと予想されますが、地理的・財政的要件などから、介護サービスの供給については不十分な面があります。

村内における高齢者向け生活施設としては、平成22年度から複合型施設内で有料老人ホーム（住宅型）の運営を開始いたしましたが、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への施設入所が必要となった方は、止む無く住み慣れた島を離れざるを得ない状況にあります。

この計画では、介護保険の基本的な考え方を踏まえつつ、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、事業実績や地域特性を考慮し、各介護サービスの目標量を掲げ、財政的な見直しを行っています。

今後は、村民・医療・介護・関係機関と相互の連携を図りながら、介護予防・健康づくりを推進し、高齢者が住み慣れた島の中でその有する能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう『地域共生社会』の実現を目指してまいります。

おわりに、介護保険事業計画の策定にあたり、小笠原村介護保険事業計画策定委員会の運営にご尽力いただきました村民の皆様方、関係機関・団体の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

小笠原村長 森 下 一 男

<目次>

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定について | 1 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 計画の基本理念 | 2 |
| 第3節 | 介護保険制度改正の概要 | 3 |
| 第4節 | 日常生活圏域の設定について | 4 |
| 第5節 | 計画の位置づけと他計画との調整 | 5 |
| 第6節 | 計画の期間 | 6 |
| 第7節 | 計画策定の体制 | 6 |
| 第2章 | 小笠原村の高齢者の状況について | 7 |
| 第1節 | 人口の推移と今後の見込み | 7 |
| 第2節 | 要介護(支援)認定者数の推移と今後の見込み | 8 |
| 第3章 | 計画策定における現状 | 9 |
| 第1節 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要 | 9 |
| 第2節 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析 | 10 |
| 第3節 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの課題 | 12 |
| 第4節 | 在宅介護実態調査の概要 | 13 |
| 第5節 | 在宅介護実態調査の分析 | 14 |
| 第6節 | 在宅介護実態調査の分析 | 19 |
| 第4章 | 高齢者保健福祉計画 | 20 |
| 第1節 | 健康づくりの推進(基本目標①) | 20 |
| 第2節 | 高齢者の自立支援(基本目標②) | 21 |
| 第3節 | 地域社会全体による支援(基本目標③) | 24 |

| | |
|---------------------------|----|
| 第5章 介護保険事業計画 | 28 |
| 第1節 介護保険の給付実績とサービス必要量の見込み | 28 |
| 第2節 介護保険事業費の見込み | 41 |
| 第3節 第8期第1号被保険者介護保険料 | 46 |
| 第4節 介護給付適正化計画について | 51 |

[参考資料]

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 小笠原村介護保険事業計画策定委員会設置要綱 | 53 |
| (2) 介護保険事業計画策定委員会名簿 | 55 |
| (3) 小笠原村の人口の推移 | 56 |
| (4) 小笠原村の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移 | 57 |
| (5) 小笠原村の介護費用の額の推移 | 58 |
| (6) 小笠原村の保険料額の推移 | 59 |

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化社会における介護問題を解決するために、高齢者の介護のみならず高齢者の自立を社会全体で支援することを目的としています。

制度の施行から21年が経過し、サービスの利用者や利用量は増加し、介護保険制度は、基礎的な社会システムとして定着し、制度導入の初期の目的に関しては一定の成果を挙げてきています。

しかし一方で、軽度の要介護者や認知症の高齢者が増加し、サービスの質に関する問題や認知症高齢者に対するケアの問題など、新たな課題が全国的に浮上してきています。特に、令和7(2025)年は第1次ベビーブーム世代が後期高齢者に到達し、令和22(2040)年には、第2次ベビーブームの団塊世代が65歳に到達し介護保険第1号被保険者になります。これにより高齢者人口の急増と、それに伴う要介護者の増加、認知症高齢者の増加が予想され、介護予防施策や、認知症高齢者に対応した支援が重要課題となってきます。

これらの課題への対応を図るため、平成17年の介護保険制度の改正では、介護予防を重視する仕組みへの転換をはじめ、認知症に対応した新しいサービスの導入や、地域における包括的なケア体制の整備などが求められることになり、要支援、要介護になる恐れのある高齢者に対しては、予防重視型システムへの転換が図られました。平成23年には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められ、平成27年には、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域支援事業の充実と多様化が盛り込まれました。平成30年には、地域包括支援センターの機能強化が図られ、介護保険制度の持続性確保として、所得の高い層の負担割合を3割に変更しました。

厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムより、当村は、令和22(2040)年までに人口が減少するに反して高齢化率は上昇すると推測されます。今後を見据えていく中で、予防や介護、医療の需要はさらに増加すると考えられることから、出来る限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく生きることが出来る社会を築くことが求められています。

本計画は、このような背景をもとに、介護保険法の基本的な理念を踏まえつつ、介護保険事業と高齢者保健福祉事業を一体的なものとし、さらに充実したものとするため、介護予防体制の整備および介護・予防給付サービスを提供する体制を図り、各サービスの事業量の見込みと第1号被保険者の保険料の算定を行い、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指し策定します。

第2節 計画の基本理念

(1) 基本理念

＜明るく活力ある高齢社会の構築＞

小笠原村では、高齢者が健康で自立した生活を維持することのできる環境づくりを進めるとともに、介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域の中で、尊厳を持って暮らせるよう、思いやりと支え合いのある仕組みづくりを進めます。

(2) 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本的目標に基づいて、計画を推進します。

① 健康づくりの促進

予防接種、健康教育・健康相談、健康診査を実施し、高齢者の健康意識を高め、健康状態の把握に努めます。また、生活習慣病予防のための特定健康診査や保健指導を行い、高齢者が元気に生活していけるよう、健康の維持向上を進めます。

② 高齢者の自立支援

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での自立した生活を維持できるように、保健福祉サービスを実施し、介護が必要になった場合でも、適切な医療や介護などのサービスを提供することにより、できる限り在宅での生活を可能とするための事業を進めます。

③ 地域社会全体による支援

高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができるように、高齢者やその家族の相談を適切なサービスにつなぐ体制づくりや、高齢者支援に係る医療・介護・関係機関等と連携を図り、地域社会全体による支援体制づくりを進めます。

第3節 介護保険制度改正の概要

令和2年(2020年)の改正は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるため、制度改正が行われます。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行い、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行います。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地域公共団体の努力義務を規定します。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援時用の情報の提供を求めることができる」と規定します。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長します。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設します。

第4節 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス提供状況、その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域のことです。

地域包括ケアシステムは、この日常生活圏域を基本的な枠組みとして展開していくものであり、今後のサービス基盤整備においては、日常生活圏域を基本としたサービス体系を整備する必要があります。

小笠原村における日常生活圏域

本計画での日常生活圏域は、小笠原村全体として「1圏域」としています。

今後のサービス基盤整備等においては、父島と母島のそれぞれのサービスに関する実情や、平成22年度に共用を開始した父島の診療所と有料老人ホームを同一施設に設置した複合型施設、平成23年度に共用を開始した母島高齢者在宅サービスセンターを踏まえ、小笠原村全体のバランスを考慮して検討していきます。

<日常生活圏域の概要>

| 圏域数 | 面積 | 総人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 |
|-----|-------------------------|---------|-------|-------|
| 1 | 104.41 k m ² | 2,606 人 | 428 人 | 16.4% |

令和3年1月1日現在

第5節 計画の位置づけと他計画との調整

本計画は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、地域における保健、医療、福祉の各分野にわたる施策を総合的かつ体系的に整理し、各種サービスの供給体制の確保にかかる計画と位置づけられ、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。

第8期介護保険事業計画は、令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えた基本目標である高齢者の健康増進や自立支援を中心に策定しています。

また、本村では、医療施設と介護施設を一元的に整備し、質が高く効率的なサービス提供体制を構築すること、理学療法士等によるリハビリテーションに力を入れ、特に介護予防と要支援・要介護者の機能回復を目指すことを主眼とした「小笠原村保健・福祉・医療複合施設整備基本計画」を策定し、保健・福祉・医療複合型施設を平成22年度に整備しました。

複合型施設は、村内における医療、保健、福祉の各サービス、施設の不十分さ等の不安要因に対し、各分野が連携したサービス体系を構築することにより、村民の将来の不安を解消し、安心できる体制を作ること为目标としています。

本計画は、介護保険法が定める基本方針、高齢者保健福祉計画及び小笠原村保健・福祉・医療複合施設整備基本計画と整合性を保って策定しています。

第6節 計画の期間

第8期小笠原村介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とします。

第8期計画においては、2025年・2040年を見据え、保険料の水準を推計して記載したうえで、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

第7節 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、保健、医療、福祉に携わる関係者及び被保険者代表、関係行政機関の職員等で構成される「第8期小笠原村介護保険事業計画策定委員会」を設置し、今後展開する施策について協議・検討を行いながら策定しました。

第2章 小笠原村の高齢者の状況について

第1節 人口の推移と今後の見込み

(1) 人口の推移

過去5年間の人口の推移をみると、村の総人口は若干の増減がありますが、高齢者人口は約1.15倍の増加となっています。

| | 平成28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 2,576 | 2,623 | 2,613 | 2,621 | 2,598 |
| 40～64歳 | 973 | 996 | 1003 | 1001 | 1021 |
| 65歳以上 | 369 | 398 | 404 | 414 | 424 |
| 高齢化率 | 14.32% | 15.17% | 15.46% | 15.80% | 16.32% |

(住民基本台帳各年10月1日現在)

(2) 将来人口の推計

令和2年までの人口の推移をもとに、2040年までの高齢者人口等を推計しました。

小笠原村では、「ゆるやかな人口増加」を維持することを目標とし、3000人に近づけることを目指しています。それに伴い、2040年には高齢者も増加しますが、高齢化率は18.20%までの増加と見込んでいます。

(単位：人)

| | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 2,598 | 2,658 | 2,700 | 2,695 | 2,720 |
| 40～64歳 | 1,021 | 1,035 | 1,037 | 1,051 | 1,051 |
| 65歳以上 | 424 | 438 | 484 | 490 | 495 |
| 高齢化率 | 16.32% | 16.48% | 17.93% | 18.18% | 18.20% |

第2節 要介護(支援)認定者数の推移と今後の見込み

(1) 要介護(支援)認定者数の推移

要介護(支援)認定者数は増加傾向にあります。高齢者人口も増加していますので、認定率としては微増しています。

(単位：人)

| | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 |
|------|-----|-----|-----|------|----|
| 要支援1 | 4 | 7 | 11 | 16 | 14 |
| 要支援2 | 8 | 4 | 4 | 4 | 10 |
| 要介護1 | 14 | 14 | 18 | 12 | 14 |
| 要介護2 | 12 | 6 | 11 | 11 | 9 |
| 要介護3 | 3 | 8 | 6 | 8 | 5 |
| 要介護4 | 7 | 9 | 5 | 7 | 6 |
| 要介護5 | 6 | 3 | 5 | 8 | 8 |
| 合計 | 54 | 51 | 60 | 66 | 66 |

(介護保険事業状況報告各年10月1日現在)

(2) 要介護(支援)認定者数の推計

過去の実績値をもとに、性別・年齢5歳階級別・要介護度別に令和22(2040)年までの要介護(支援)認定者数を推計しました。

要介護(支援)認定者数の推計は、厚生労働省地域包括ケア「見える化システム」により算出しています。

(単位：人)

| | 令和3年 | 4年 | 5年 | 7年 | 22年 |
|------|------|----|----|----|-----|
| 要支援1 | 14 | 14 | 14 | 16 | 18 |
| 要支援2 | 10 | 10 | 10 | 10 | 15 |
| 要介護1 | 14 | 14 | 15 | 17 | 17 |
| 要介護2 | 11 | 11 | 11 | 11 | 16 |
| 要介護3 | 6 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 要介護4 | 8 | 8 | 8 | 8 | 11 |
| 要介護5 | 8 | 8 | 8 | 8 | 11 |
| 合計 | 71 | 72 | 73 | 77 | 96 |

第3章 介護保険事業計画に係るアンケート調査

第1節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

① 調査の目的

本調査は、令和2年度に「小笠原村介護保険事業計画」の見直しを行うにあたり、小笠原村の高齢者の生活状況や健康リスク及び社会参加の状況等を把握することで、小笠原村の介護予防施策の評価と今後の課題を把握するため実施しました。

② 調査方法

小笠原村にお住いの65歳以上の要介護認定を受けていない方（390名）を対象に調査を行っています。

③ 調査時期及び配布方法

- ・ 調査時期：令和2年3月
- ・ 配布方法：郵送配布・郵送回収

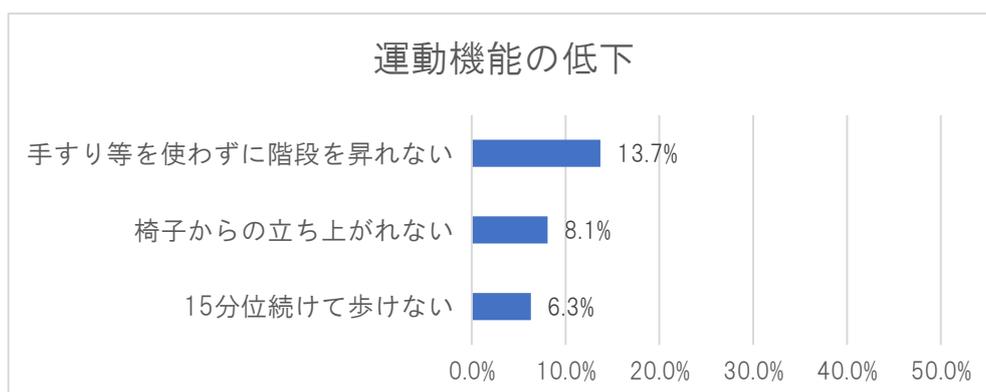
④ 回収結果

| | 配布枚数 | 回答枚数 | 回収率 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 390 票 | 270 票 | 69.2% | 100% |
| 男 | 239 票 | 159 票 | 66.5% | 100% |
| 女 | 151 票 | 111 票 | 73.5% | 100% |
| 65歳～74歳 | 258 票 | 174 票 | 67.4% | 100% |
| 75歳～84歳 | 98 票 | 70 票 | 71.4% | 100% |
| 85歳以上 | 34 票 | 26 票 | 76.5% | 100% |

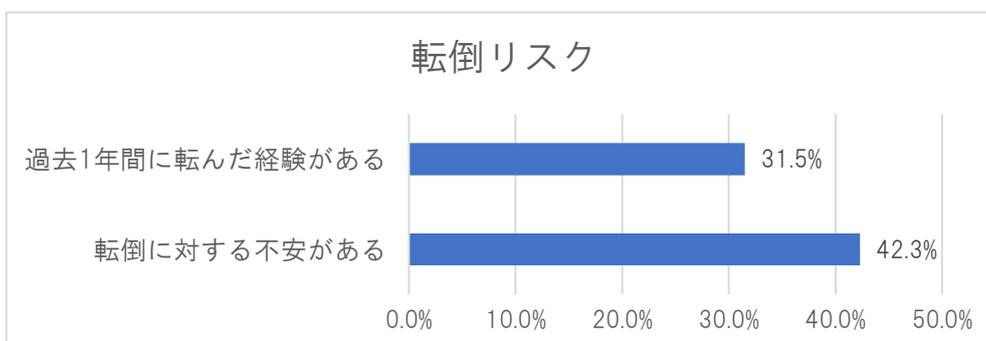
第2節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析

【各リスク該当状況】

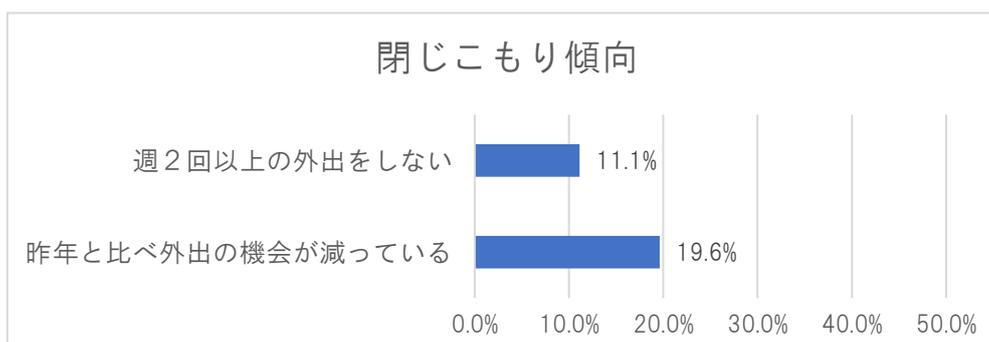
① 運動機能の低下



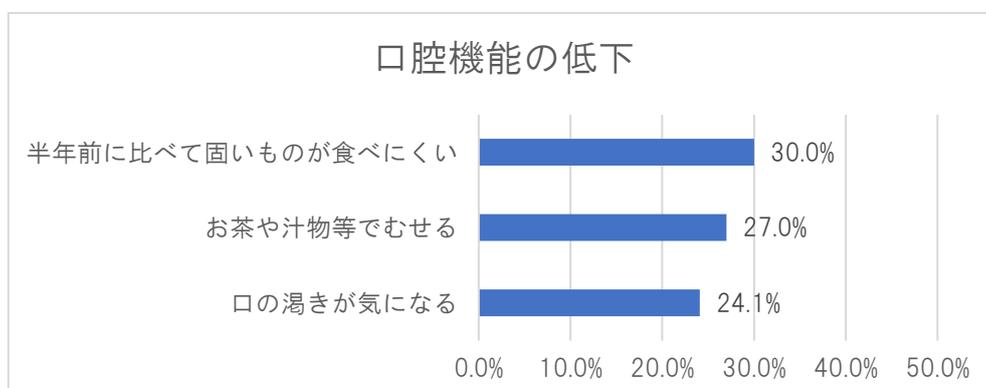
② 転倒リスク



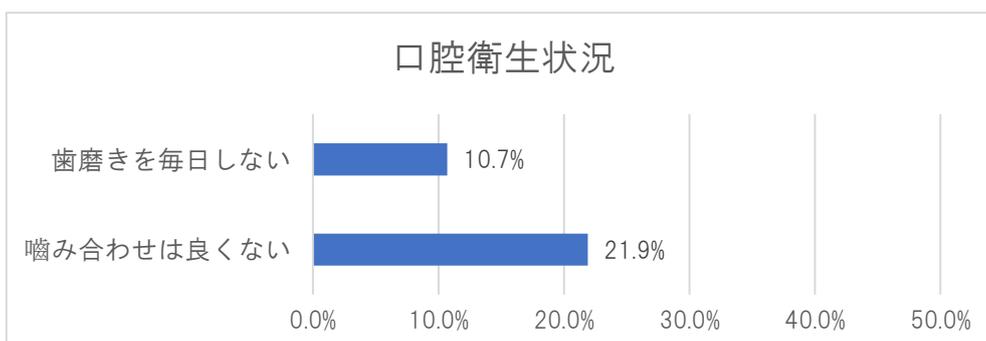
③ 閉じこもり傾向



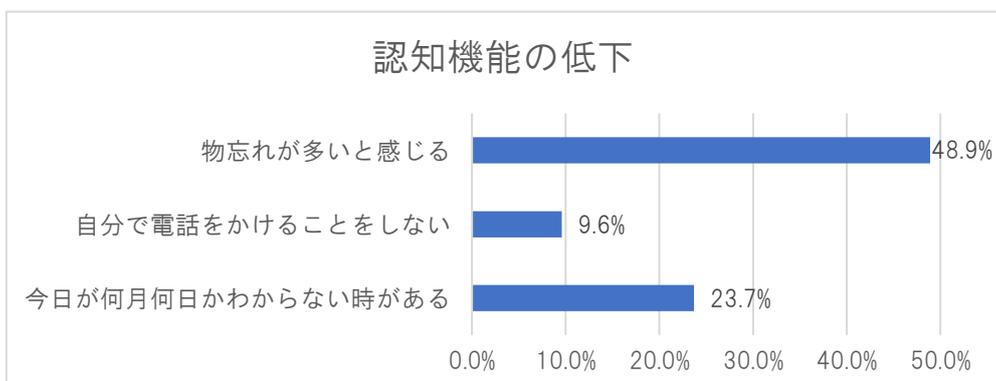
④ 口腔機能の低下



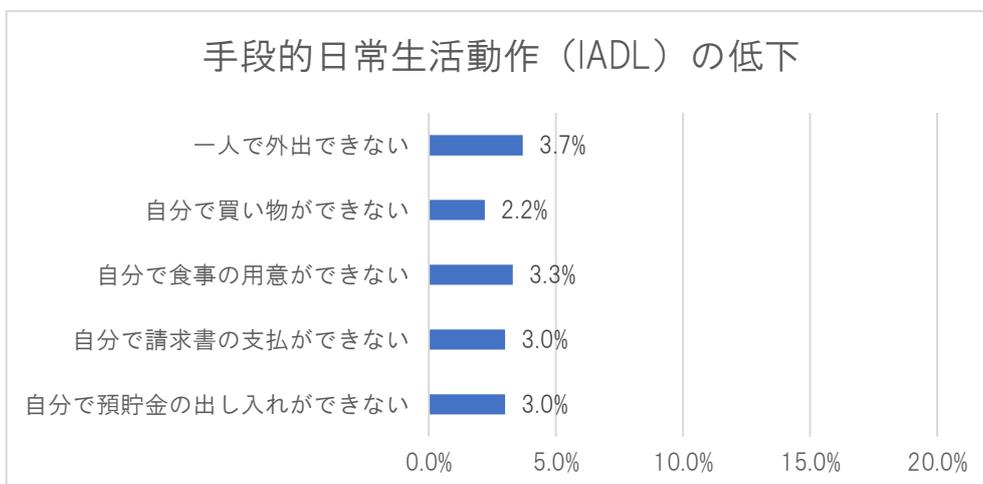
⑤ 口腔衛生状況



⑥ 認知機能の低下



⑦ 手段的日常生活動作（IADL）の低下



第3節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの考察

各リスクの中で『物忘れが多いと感じる』と答えた方が48.9%と最も多く、ニーズ調査回答者の約半数の方が該当しています。

次いで、『転倒に対する不安がある』が42.3%と多く、『過去1年間に転んだことがある』と回答した方が31.5%、『半年前に比べて固いものが食べにくい』と回答した方が30.0%、『お茶や汁物等でむせる』が27.0%と続きます。

このことから、認知症、転倒及び口腔機能低下のリスク解消が検討課題となります。

第4節 在宅介護実態調査の概要

① 調査の目的

本調査は、令和2年度に「小笠原村介護保険事業計画」の見直しを行うにあたり、在宅にて生活されている要介護認定を受けられた方や在宅でご家族を介護されている方の状況等を把握し、介護サービスの在り方や今後の課題を把握するため実施しました

② 調査方法

小笠原村にて要介護認定（要介護1～要介護5）を受けている在宅にお住まいの方（26名）を対象に調査を行っています。

③ 調査時期及び配布方法

- ・調査時期：令和2年3月
- ・配布方法：介護支援専門員による聞き取り

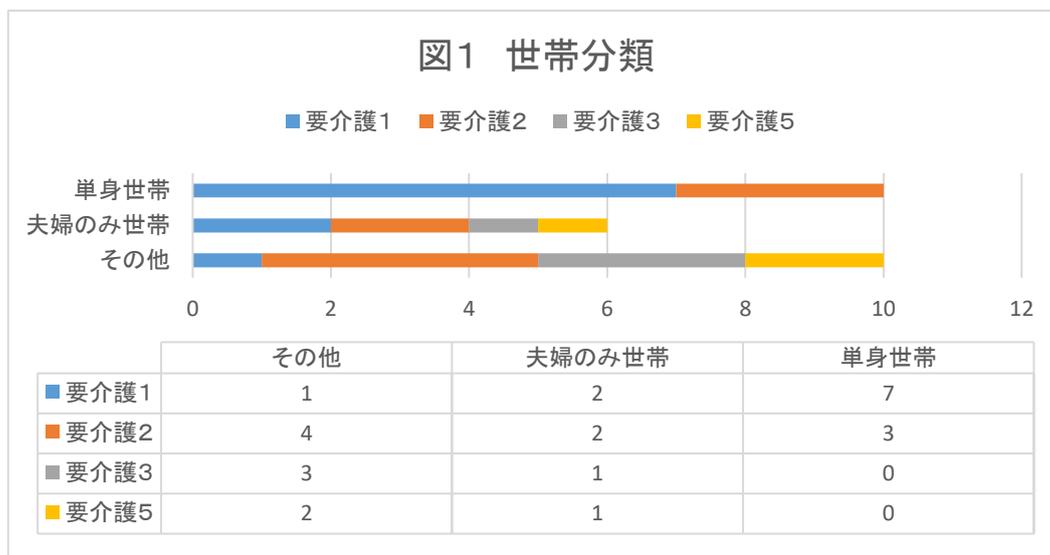
④ 回収結果

| | 配布枚数 | 回答枚数 | 回収率 | 有効回収率 |
|------|------|------|------|-------|
| 全体 | 26票 | 26票 | 100% | 100% |
| 要介護1 | 10票 | 10票 | 100% | 100% |
| 要介護2 | 9票 | 9票 | 100% | 100% |
| 要介護3 | 4票 | 4票 | 100% | 100% |
| 要介護4 | 0票 | 0票 | 100% | 100% |
| 要介護5 | 3票 | 3票 | 100% | 100% |

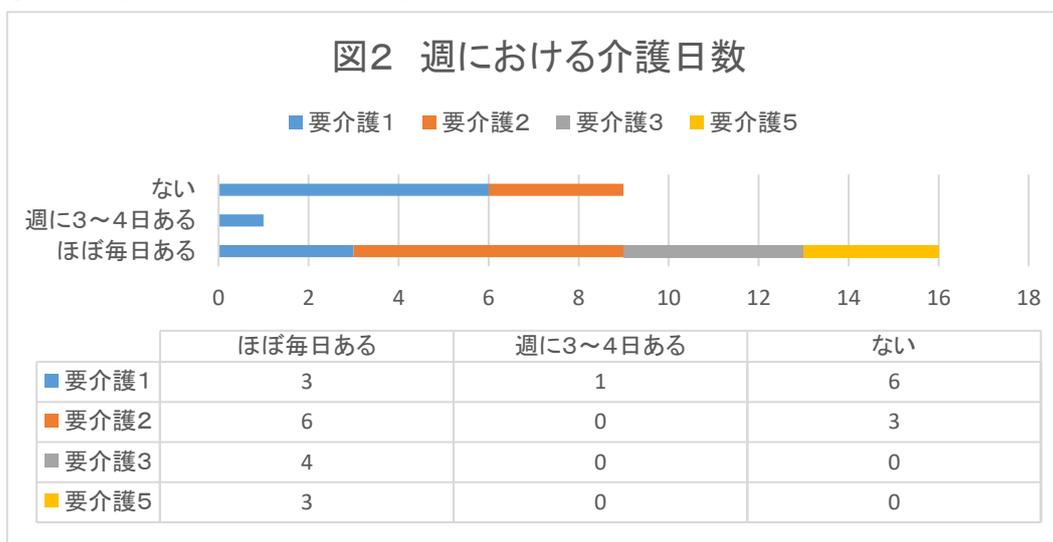
第5節 在宅介護実態調査の分析

1. 在宅における介護状況

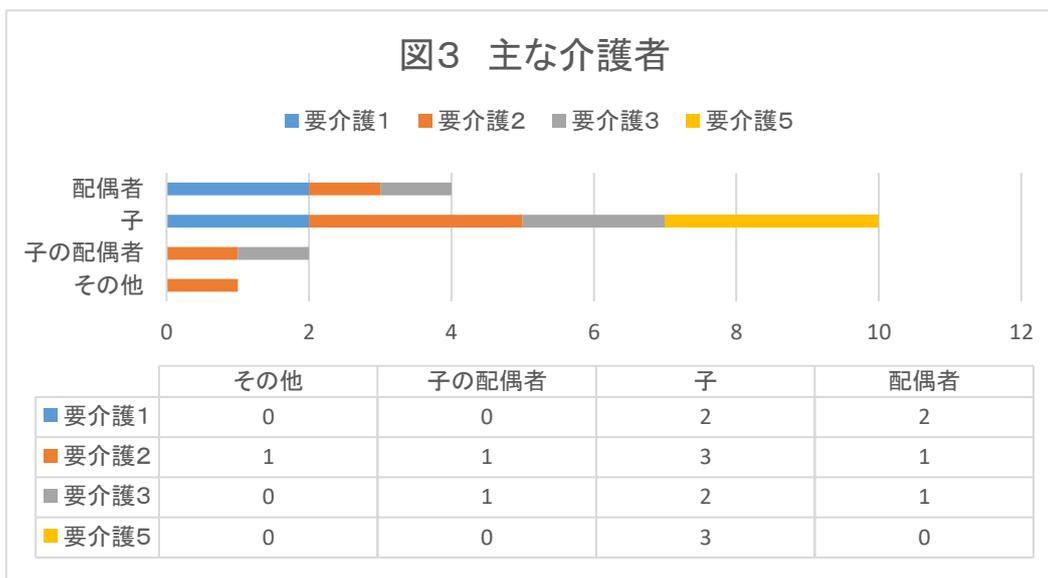
①世帯分類



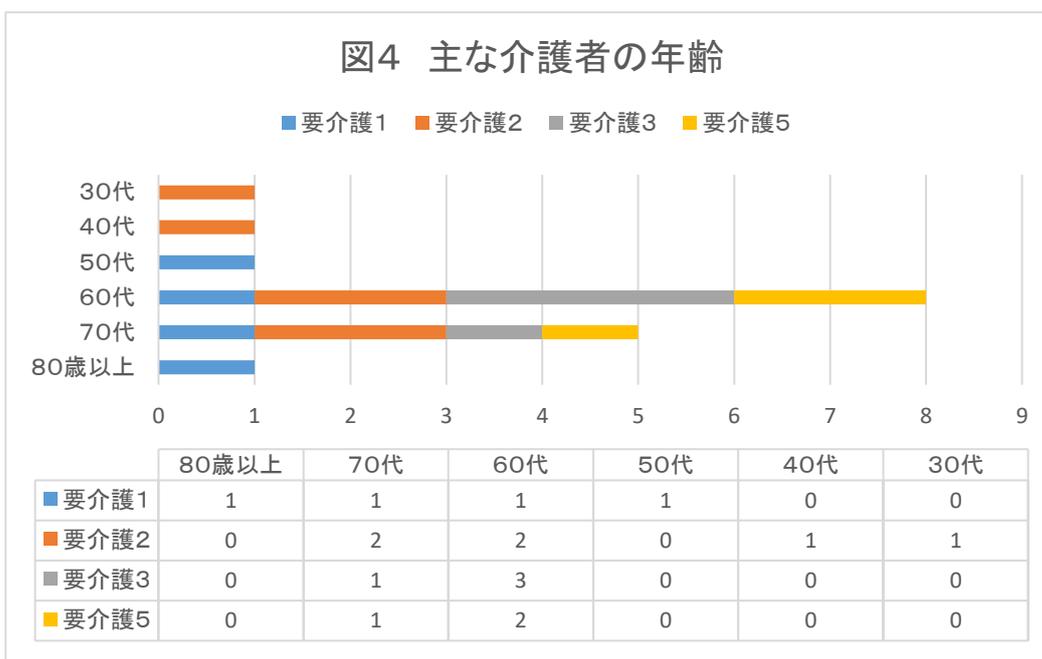
②家族や親族の週における介護日数



③主な介護者

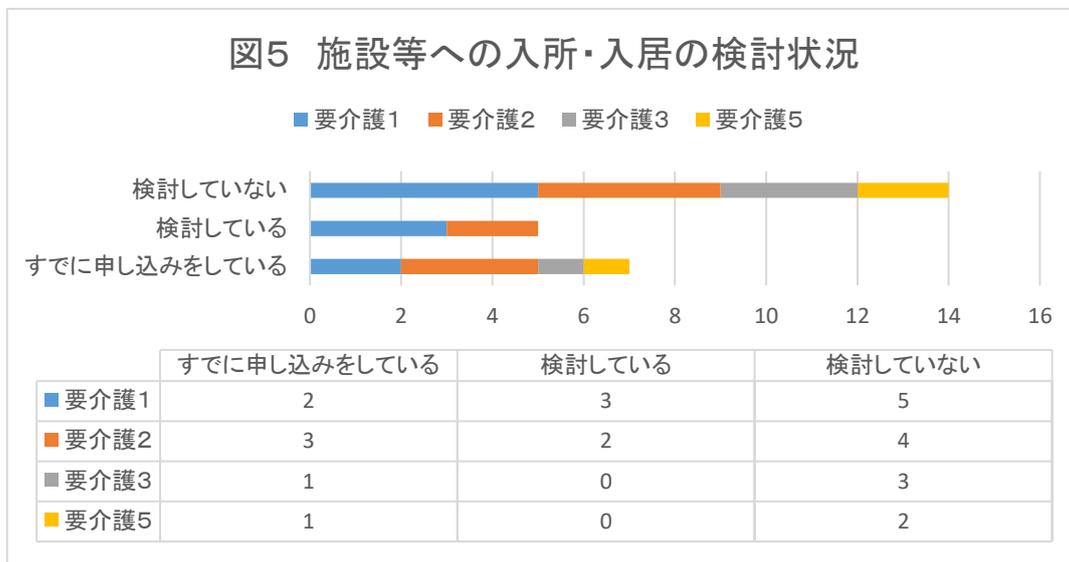


④主な介護者の年齢

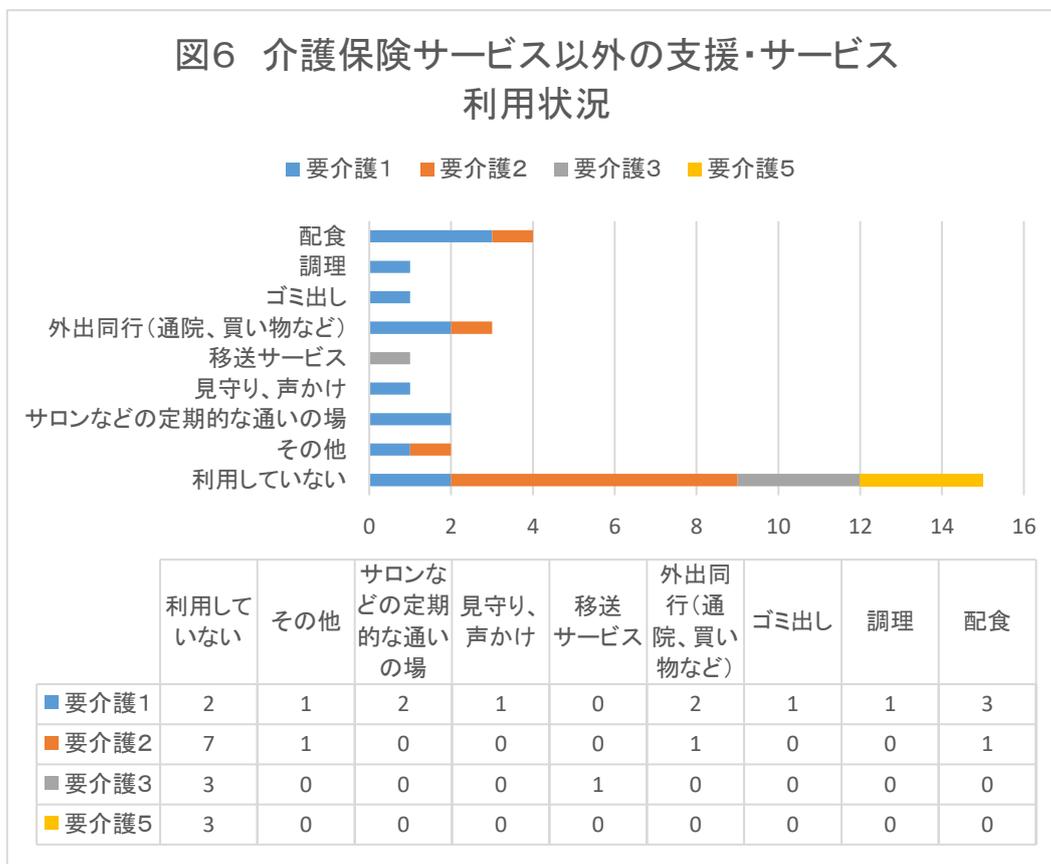


【介護サービスのニーズの把握】

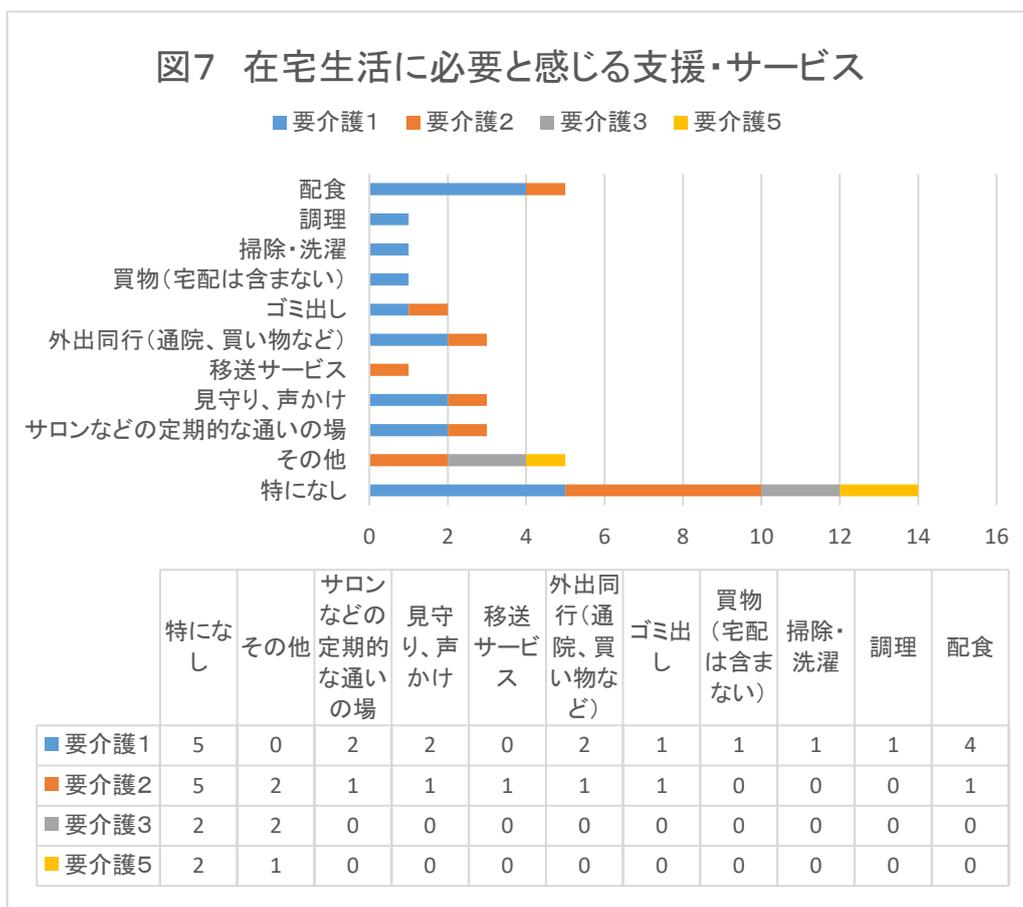
①施設等への入所・入居の検討状況



②介護保険サービス以外の支援サービス利用状況

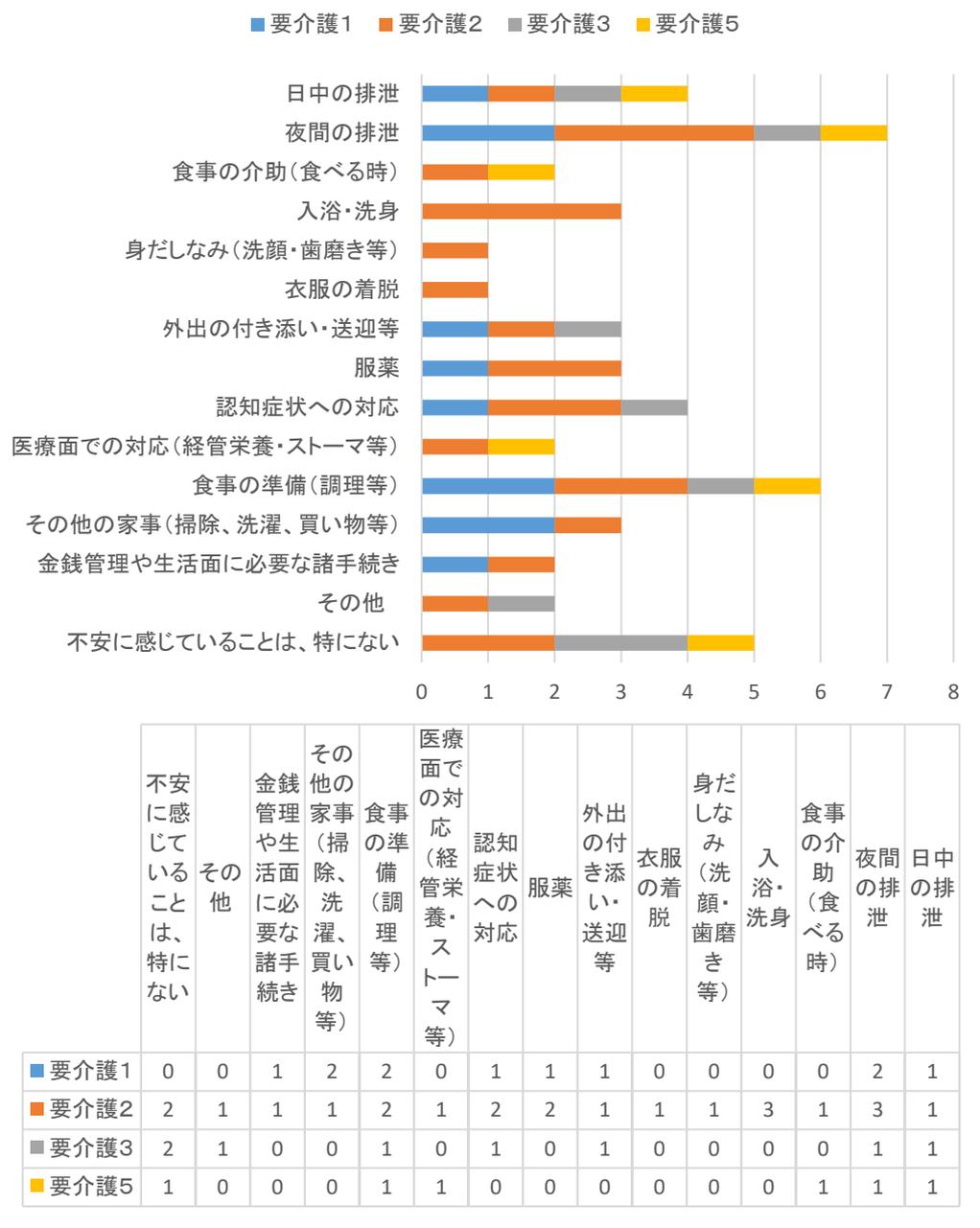


③在宅生活に必要と感じる支援・サービス



④在宅介護に感じる不安内容

図8 在宅介護に感じる不安内容



第6節 在宅介護実態調査からの考察

在宅における介護状況について、在宅の要介護認定者の「世帯分類（図1）」では、単身世帯は介護度が低い方が多く、その他の世帯（子との同居世帯）では、介護度が高い方が多いです。

また、「主に介護する方の年齢（図4）」は、ほとんどが60歳以上であり、老々介護をしていることがわかります。

「施設等への入所・入居検討状況（図5）」から入所を検討又はすでに申し込みをしていると回答した方が約半数おり、今後の施設利用者が増えることが推測できます。

「介護保険サービス以外の支援サービス利用状況（図6）」では、利用していないと回答した人が約半数以上でした。しかし、利用している方の要介護度別にみると、ほとんどが、要介護1の方です。このことから、在宅にて自立した生活を行うためには、介護サービス以外の保健福祉サービスの活用が有効だと考えます。

その他、「在宅介護での不安内容（図8）」では、夜間の排泄が7名と一番多く、食事の準備（調理等）が6名、不安に感じていることは特にないが5名、日中の排泄と認知症状への対応がそれぞれ4名と続きます。

小笠原村は、村内に介護事業所が1つしかなく、供給できる介護サービスに限りがありませんが、小規模自治体ゆえに地域包括支援センター・介護事業所・医療等の関係機関の連携が密に取りやすい状況です。

そのため、地域包括支援センターが総合窓口となり、個々のニーズの把握をすることが重要であると考えます。

第4章 高齢者保健福祉計画

第1節 健康づくりの推進（基本目標①）

施策1 高齢者の健康づくり推進

【施策の方針】

予防接種、健康診査、健康教育・健康相談を実施し、高齢者の健康意識を高め、健康状態の把握に努めます。また、生活習慣病予防のための特定健康診査や保健指導を行い、高齢者が元気に生活していけるよう、健康の維持向上を進めます。

（1）予防接種事業

接種日に65歳以上の村民に対して、高齢者のインフルエンザ罹患率の低下及び重症化を予防するため、毎実施期間一回に限りインフルエンザ予防接種費用の半額を助成します。その他、肺炎球菌による肺炎の発病及び重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部として一回に限り5,000円を助成します。

（2）特定健康診査事業

40歳～74歳の国民健康保険被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目し、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため特定健康診査を実施します。また、75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に、介護予防を主な目的とした疾病の早期発見、重症化の予防のため健康診査を実施します。

○特定健康診査事業（40歳～74歳の国民健康保険被保険者）

| 区 分 | 実 績 | 計 画 | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 令和元年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 受診率 | 64.8% | 65% | 65% | 65% |

※実績：令和元年度末現在

○健康診査事業（75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者）

| 区 分 | 実 績 | 計 画 | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 令和元年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 受診率 | 47.9% | 60% | 60% | 60% |

※実績：令和元年度末現在

(3) 特定保健指導事業

40歳～74歳の国民健康保険被保険者の特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及びその予備軍に該当した方を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防のための特定保健指導を実施します。

○特定保健指導事業

| 区 分 | 実 績 | 計 画 | | |
|----------|-------|-----|-----|-----|
| | 令和元年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 受診率（終了者） | 25% | 25% | 25% | 25% |

※実績：令和元年度末現在

(4) がん検診事業

がんの早期発見と早期治療推進等のため、各がん検診（胃がん検診・肺がん結核検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・大腸がん検診）を特定健康診査・健康診査と同時期に実施します。

(5) 健康相談・健康教育

特定健康診査事業・健康診査事業を実施後、健診結果をもとに村保健師や栄養士、健康運動指導士による健康相談を実施します。村民一人ひとりが、自分の健康状態を把握し、適切な生活習慣と健康行動の実践を目指します。

第2節 高齢者の自立支援（基本目標②）

施策2 福祉サービスの充実

【施策の方針】

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での自立した生活を維持できるように、保健福祉サービスを実施し、できる限り在宅での生活を可能とするための事業を進めます。

(1) 保健福祉事業

1. 高齢者地域支え合い事業（社会福祉協議会委託）

①ほがらかサービス

対象者：65歳以上の高齢者で、要支援認定を受けた方、または介護予防・生活支援サービス事業対象者で、日常生活上軽度な援助が必要な方
内 容：草むしり、大きな荷物等の移動、大掃除、台風養生などの援助

②食事サービス

対象者：65歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

内 容：週1回（毎土曜日）夕食の配食

2. 介護予防・生活支援事業（社会福祉法人明老会委託）

①診療所送迎サービス

対象者：65歳以上の高齢者で要支援認定を受けた方、または介護予防・生活支援サービス事業対象者、且つ、移動手段の確保が困難と認める方

内 容：月曜日から金曜日（ただし祝日を除く）に実施する診療所への送迎

②紙おむつ等の支給

対象者：65歳以上の高齢者で、要支援もしくは要介護認定を受けた方

内 容：紙おむつ等を1か月3パック支給。ただし、要介護4の方は4パック、要介護5の方は5パックを限度として支給。

③介護予防体操教室

概ね60歳以上の高齢者又は要支援認定を受けた方を対象に、健康運動指導士等が実施する介護予防につながる体操教室を実施し要介護状態を未然に防ぎ、高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう支援します。

（2）一般財源事業

1. 高齢者生活支援サービス事業（社会福祉法人明老会委託）

①補完ホームヘルプサービス

対象者：65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定非該当の方

内 容：肺炎や骨折などその病気やケガが治れば自立になるような一時的に介護が必要になった方に介護保険に準ずるサービスを実施。

②いきがいヘルプサービス

対象者：65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けた方、または介護予防・生活支援サービス事業対象者、その他診療受診送迎について本人の支援者1名も対象。

内 容：ホームヘルパーの援助を必要とする介護保険事業では賄えないサービスを実施。（薬のセットや医科・歯科・専門診療受診時送迎（要支援認定者は土日祝日のみ）等）

2. いきがいデイサービス（社会福祉法人明老会委託）

介護認定で自立と認定された方や要支援1・2と認定された方、65歳以下で身体に障害を持つ方で、小笠原村が利用を認めた方に対し、各種サービス事業を提供することにより福祉の向上を図ります。

3. 福祉用具貸与事業（村民課福祉係）

対象者：65歳以上の高齢者で要支援若しくは要介護1の認定を受けた方で状態により貸与が必要であると認められた方

内 容：介護保険に準ずる福祉用具を貸与。

4. 福祉用具購入費助成事業（村民課福祉係）

対象者：要支援・要介護認定を受けた方のうち、用具等の購入が必要と認められ、且つ、その購入に対する助成が必要と認められる方

内 容：介護保険に準ずる用具等を購入した金額の9割を助成（年間20,000円を上限とする）

施策3 認知症施策の推進

【施策の方針】

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりを進めます。

（1）認知症初期集中支援推進事業

認知症が疑われる人、認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

小笠原村認知症初期集中支援チームを設置しています。

（2）認知症地域支援推進員等設置事業

医療機関・介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行います。小笠原村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置します。

（3）認知症に関する理解の促進

認知症に関する情報を発信するため、リーフレット等を活用し、認知症に関して正しい知識の普及を図ります。

(4) 居場所づくりの支援

高齢者や認知症ご本人、その家族や介護者を支援するため、月に1回、認知症カフェ（ふらっとカフェ）を実施します。

○ふらっとカフェの実施

| 区 分 | 実 績 | | | 計 画 |
|--------|--------|-------|-----|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度以降 |
| 実施回数 | 9回 | 11回 | 4回 | 毎月1回 |
| 出席者延人数 | 80名 | 126名 | 42名 | — |

※平成30年度・令和元年度：年度末現在、令和2年度：令和3年1月1日現在

第3節 地域社会全体による支援（基本目標③）

施策4 医療・介護・関係機関等と連携の充実

【施策の方針】

高齢者支援に係る医療・介護・関係機関等と連携を図り、地域社会全体による支援体制づくりを進めます。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターとは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。

小笠原村では、地域包括支援センターを直営で設置運営しています。

1. 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築・実態把握・総合相談支援を事業内容とし、保健医療の向上や福祉の増進を図るため、総合的な支援を目的に行います。

2. 権利擁護業務

高齢者が尊厳を持ち、安全な生活を起こるために必要な援助を行います。

3. 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防把握事業）

基本チェックリストにおいて、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者の把握を行い、介護予防のために各関係機関へつなげます。

また、要支援認定を受けた方が自立できるためのプランを作成します。

その他、65歳以上の高齢者を対象に、特定健康診査・健康診査実施時、介護保険基本チェックリストを使用して、高齢者の生活や健康状態を振り返り、心身

の機能で衰えているところがないかどうかをチェックします。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぎます。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域ケア会議の開催

地域包括支援センター・支庁・保健所・警察・消防団・診療所・明老会・民生委員等多職種協同による地域包括支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムの実現に向けた推進方針の協議・検討・調整等を行います。

| 区 分 | 実 績 | | | 計 画 |
|------|--------|-------|-----|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度以降 |
| 実施回数 | 4回 | 4回 | 2回 | 4回/年 |

※平成30年度・令和元年度：年度末現在、令和2年度：令和3年1月1日現在

②介護サービス事業者と連携を図りながら地域で活躍するケアマネジャーへの支援などを行います。

(2) 医療・介護・関係機関との連携強化

1. 在宅医療・介護の連携

医療関係者と介護関係者が参画する会議を随時開催します。医療機関や提供する介護サービスのニーズを検討し、実施の必要性を検討する為の協議の場を設置します。

2. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を設置します。在宅医療・介護連携センターの機能として、小笠原村地域包括支援センターを位置づけます。

3. 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域の医療・介護関係者間で情報共有できる環境整備を行います。医療機関受診時の情報共有等の既存の方法を分析し、利用者保護が図られる整備を実施します。

4. 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の体制整備を計画的に行います。認知症初期集中支援チーム運営も本事業に位置づけます。

5. 在宅医療・介護連携に関する関係区市町村の連携

高齢者が内地医療機関等への入退院等時に医療機関及び関係市町村と連携します。

施策5 高齢者の住まいの基盤整備

【施策の方針】

安心して生活できるよう高齢者の住まいの安定的な確保に努めます。

(1) 介護老人福祉施設

当村に対象施設がないため、住所地特例として実施します。平成12年より八丈町にある社会福祉法人養和会「第二八丈老人ホーム」において、5床分の優先枠を確保しています。

対象者：要介護3以上の認定を受けた方

○第二八丈老人ホーム

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|------|--------|-------|-----|
| 入所者数 | 4名 | 4名 | 3名 |

※平成30年度・令和元年度：年度末現在、令和2年度：令和3年1月1日現在

○その他の介護老人福祉施設

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|------|--------|-------|-----|
| 入所者数 | 2名 | 4名 | 4名 |

※平成30年度・令和元年度：年度末現在、令和2年度：令和3年1月1日現在

(2) 住宅型有料老人ホーム

平成22年に村内の複合施設内に住宅型有料老人ホームとして「太陽の郷」を設立しました。

対象者：要介護1以上の認定を受けた方

| 区分 | 一人部屋 | 二人部屋 |
|------|------|------|
| 居室数 | 6部屋 | 4部屋 |
| 入居者数 | 6名 | 4名 |

※令和3年1月1日現在

(3) シルバーピア事業（村独自事業）

ひとり暮らし等の高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の特性に配慮した集合住宅（都営住宅）に緊急時の対応や安否の確認等を行う管理人を配置します。

○二見台都住

| 区 分 | 単身世帯 | 二世帯 |
|------|------|------|
| 居室数 | 4 部屋 | 2 部屋 |
| 入居者数 | 4 名 | 3 名 |

※令和3年1月1日現在

(4) 老人保護措置事業

老人福祉法に基づき、経済的理由と家族や居住状況から在宅生活が困難な高齢者に生活の場を提供するため、養護老人ホームへの入所措置を行います。

| 実 績 | 平成30年度 | 令和元年度 | 2 年度 |
|--------|--------|-------|------|
| 入所措置者数 | 1 名 | 2 名 | 2 名 |

※平成30年度・令和元年度：年度末現在、令和2年度：令和3年1月1日現在

施策6 災害時における体制整備

地域包括支援センター内において、個人で避難できないような要介護者を事前にリスト化し、災害発生時に各関係機関（消防団・診療所・明老会）と連携し救護にあたります。

毎年防災訓練時、地域包括支援センターと各関係機関とでシミュレーションを実施します。

第5章 介護保険事業計画

第1節 介護保険の給付の実績とサービス必要量の見込み

介護保険の給付は、介護給付（要介護度1～5）と予防給付（要支援1～2）に分かれおり、『介護給付』は在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3種類、『予防給付』は介護予防サービスと地域密着型介護予防サービスの2種類があります。

各実績及びサービス必要量の見込みについて、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにより算出しています。

（1）在宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事、掃除などの介護や日常生活等の必要な支援を行います。

【実績】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|---------|--------|-------|----------|
| 給付費(千円) | 3,375 | 2,445 | 2,434 |
| 人数(人) | 11 | 11 | 11 |

【見込み】

| | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|---------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|
| 給付費(千円) | 2,529 | 2,556 | 2,769 | 2,931 | 3,762 |
| 人数(人) | 13 | 13 | 14 | 15 | 18 |

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者（要支援者）の居宅に訪問し、車などで浴槽を利用者宅に運び、入浴の介護を行います。

本村では、当事業を実施していません。サービス提供整備の予定等がなく、デイサービス（地域密着型通所介護）内の入浴で代替します。今後の導入等については、利用者の意向等を踏まえ検討します。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、要介護者（要支援者）の家庭を看護師等が訪問し、療養上の指導や診療の補助を行います。

村内において、第7期内では実績はなく、利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|--------------|---------|--------|-------|----------|
| 訪問看護 | 給付費(千円) | 222 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 0 | 0 |
| 介護予防 訪問看護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|--------------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 訪問看護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防 訪問看護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、要介護者（要支援者）の居宅を理学療法士や作業療法士等が訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。

【実績】

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|---------------------|---------|--------|-------|----------|
| 訪問リハビリテ ーション | 給付費(千円) | 1,008 | 645 | 84 |
| | 人数(人) | 5 | 3 | 1 |
| 介護予防訪問リハ ビリテーション | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|-------------------------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 訪問リハビリ テーション | 給付費(千円) | 121 | 121 | 121 | 121 | 121 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防訪問 リハビリテー ション | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）の居宅を医師や歯科医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

本村における医療体制では、サービス提供するには不十分であり、当該事業は実施していません。利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|------------------|---------|--------|-------|----------|
| 居宅療養管理 指導 | 給付費(千円) | 35 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 0 | 0 |
| 介護予防居宅 療養管理指導 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|----------------------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 居宅療養 管理指導 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防 居宅療養 管理指導 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥ 通所介護

要介護者（要支援者）がデイサービスセンター等に通り、入浴、食事、排泄等の介護を受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

平成 28 年度から本村では定数の関係上、当事業ではなく地域密着型通所介護を実施しています。利用者実績は内地の事業者での利用となります。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|------|------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医師の指示に基づき、要介護者(要支援者)が介護老人保健施設や医療機関に通い、心身の機能維持回復や日常生活上の自立に向け、理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

複合型施設(小笠原村診療所)内で実施しています。

【実績】

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|-----------------|---------|----------|-------|-----------|
| 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 618 | 928 | 1,014 |
| | 人数(人) | 4 | 5 | 4 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 1,078 | 919 | 791 |
| | 人数(人) | 4 | 3 | 2 |

【見込み】

| | | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|-----------------|---------|---------|-------|-------|------------------|-------------------|
| 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 971 | 1,265 | 1,265 | 958 | 2,006 |
| | 人数(人) | 4 | 5 | 5 | 4 | 8 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 795 | 796 | 796 | 796 | 796 |
| | 人数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者（要支援者）が、特別養護老人ホーム等に短期間の入所をし、入浴、食事、排泄等の介護その他日常生活の支援、機能訓練等を行います。

村内では、小笠原村高齢者在宅サービスセンター内で実施しています。

【実績】

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|--------------|---------|----------|-------|-----------|
| 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 4,354 | 480 | 1,233 |
| | 人数(人) | 3 | 1 | 3 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 37 | 120 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|--------------|---------|-------|-------|-------|------------------|-------------------|
| 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 1,228 | 1,210 | 1,210 | 1,210 | 1,210 |
| | 人数(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者（要支援者）が、老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、看護や医療的管理のもとで、介護や機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

村内において対象施設がないので実施していません。利用者実績は内地の事業者での利用となります。

【実績】

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|--------------|---------|----------|-------|-----------|
| 短期入所療養介護 | 給付費(千円) | 98 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|------------------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 短期入所療養 介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期 入所療養介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者(要支援者)の自立援助および機能訓練や日常生活の自立を助けるために、福祉用具を貸し出します。対象になる福祉用具は13種類ありますが、要支援・要介護1では一部の福祉用具を除いた4種類の貸し出しとなります。

【実績】

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|----------------|---------|--------|-------|----------|
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 2,152 | 2,361 | 2,050 |
| | 人数(人) | 18 | 20 | 19 |
| 介護予防福祉 用具貸与 | 給付費(千円) | 276 | 693 | 757 |
| | 人数(人) | 2 | 4 | 7 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|--------------------|---------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|
| 福祉用具 貸与 | 給付費(千円) | 2,037 | 2,270 | 2,343 | 2,308 | 3,179 |
| | 人数(人) | 19 | 21 | 22 | 22 | 29 |
| 介護予防 福祉用具 貸与 | 給付費(千円) | 722 | 722 | 722 | 1,013 | 1,048 |
| | 人数(人) | 6 | 6 | 6 | 7 | 8 |

⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

在宅での入浴や排泄をしやすくするための福祉用具の購入について、年間10万円を上限に利用者の負担割合を除いた金額を支給します。

【実績】

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|-------------------|---------|----------|-------|-----------|
| 特定福祉用具 購入費 | 給付費(千円) | 47 | 164 | 36 |
| | 人数(人) | 2 | 4 | 2 |
| 特定介護予防福 祉用具購入費 | 給付費(千円) | 0 | 22 | 173 |
| | 人数(人) | 0 | 1 | 1 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|-----------------------|---------|-------|------|------|------------------|-------------------|
| 特定福祉 用具購入 費 | 給付費(千円) | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 |
| | 人数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 特定介護予 防福祉用具 購入費 | 給付費(千円) | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

⑫ 住宅改修費・介護予防住宅改修

要介護者（要支援者）の居宅での自立した生活や介護を支援するため、居住している住宅の手すりの取り付け、段差の解消等決められた6種類の住宅改修の費用について、20万円を上限に利用者の負担割合を除いた金額を支給します。

引っ越した場合や要介護状態が著しく重くなった場合は再度給付が受けられませんが、それ以外の支給は一度きりになります。

【実績】

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|--------------|---------|----------|-------|-----------|
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 340 | 202 | 180 |
| | 人数(人) | 2 | 2 | 1 |
| 介護予防住宅 改修 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|----------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 180 | 180 | 180 | 180 | 360 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 介護予防住宅改修 | 給付費(千円) | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等（地域密着型特定施設を除く）に入居している要介護者（要支援者）について、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行います。

村内において対象施設がないため実施していません。利用者実績は内地の事業者での利用となります。

【実績】

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 2年度(見込み) |
|-----------------|---------|--------|-------|----------|
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 379 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 1 | 0 | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|-----------------|---------|-------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑭ 居宅介護支援

在宅の要介護者が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けた専門機関が、利用者の心身の状況、置かれてい

る環境、利用者及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等を行います。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 5,243 | 5,018 | 5,081 |
| 人数(人) | 33 | 30 | 31 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|-------|-------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 4,533 | 4,536 | 4,536 | 4,844 | 6,345 |
| 人数(人) | 28 | 28 | 28 | 30 | 39 |

⑮ 介護予防支援

在宅の要支援者が介護保険から給付される介護予防サービス等を適切に利用できるよう、要支援者の依頼を受けた地域包括支援センターの職員が、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及び家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行います。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 314 | 340 | 414 |
| 人数(人) | 6 | 6 | 8 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|------|------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 416 | 469 | 469 | 469 | 625 |
| 人数(人) | 8 | 9 | 9 | 9 | 12 |

(2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスは、認知症高齢者や独居高齢者等の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内で提供されるサービスです。

村内では、地域密着型通所介護のみを実施しています。また、小笠原村の高齢者が他の自治体の地域密着型サービスの利用を希望した場合、利用にあたってはその自治体の同意を得た場合のみ利用できます。

以下のサービスについて、実施のないサービスは、サービス利用量は見込まず、各サービスの内容についてのみ記載します。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員等が利用者の居宅を定期的に巡回または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護及び生活等に関する相談や助言等に必要な日常生活上の支援を行うほか、看護師等が療養上の支援または必要な診療の補助を行い、居宅における療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指します。

② 夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が夜間に要介護者の居宅を定期的に巡回訪問または通報を受けて訪問し、入浴・排泄・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の支援を行います。

③ 地域密着型通所介護

在宅の要介護者が小規模のデイサービスセンター（利用定員 19 人未満）に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

小笠原村高齢者在宅サービスセンター内で実施しています。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|----------|----------|--------|-----------|
| 給付費 (千円) | 14,725 | 14,695 | 14,619 |
| 人数 (人) | 19 | 18 | 18 |

【見込み】

| | 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 7年度 (2025年) | 22年度 (2040年) |
|---------|--------|--------|--------|----------------|-----------------|
| 給付費(千円) | 12,174 | 12,789 | 12,789 | 13,213 | 16,241 |
| 人数(人) | 14 | 15 | 15 | 15 | 19 |

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症である在宅の要介護者（要支援者）が施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の支援、機能訓練を行います。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者（要支援者）が、心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅で又はサービス拠点への通所もしくは短期間の宿泊により入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の支援、機能訓練を行います。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護者（要支援者（要支援2に限る））が、共同生活を営む居住において、入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の支援や機能訓練を行います。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設）

入居定員29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等必要な日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行います。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームで、要介護者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

定員 30 人以上の特別養護老人ホームで、要介護者に対し入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、及び療養上の支援を行います。

入所対象者は、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

村内に対象施設がないため、利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|--------|-----------|
| 給付費(千円) | 15,720 | 20,887 | 26,036 |
| 人数(人) | 5 | 7 | 8 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|--------|--------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 26,196 | 26,210 | 26,210 | 29,418 | 33,250 |
| 人数(人) | 8 | 8 | 8 | 9 | 10 |

② 介護老人保健施設

症状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

村内に対象施設がないため、利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 1791 | 271 | 0 |
| 人数(人) | 1 | 1 | 0 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|------|------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院又は診療所で、症状が安定期にある要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の支援及び機能訓練その他必要な医療を行います。

村内に対象施設がないため、利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|------|------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

村内に対象施設がないため、利用者実績は内地の事業所での利用となります。

【実績】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 2 年度(見込み) |
|---------|----------|-------|-----------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 |

【見込み】

| | 令和 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 7 年度 (2025 年) | 22 年度 (2040 年) |
|---------|---------|------|------|------------------|-------------------|
| 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第2節 介護保険事業費の見込み

1. 介護給付費の見込み

(1) 第8期標準給付費

[介護給付]

(単位:円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|----------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 訪問介護 | 2,529,000 | 2,556,000 | 2,769,000 | 7,854,000 |
| 訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問看護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問リハビリテーション | 121,000 | 121,000 | 121,000 | 363,000 |
| 居宅療養管理指導 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 通所リハビリテーション | 971,000 | 1,265,000 | 1,265,000 | 3,501,000 |
| 短期入所生活介護 | 1,228,000 | 1,210,000 | 1,210,000 | 3,648,000 |
| 短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 2,037,000 | 2,270,000 | 2,343,000 | 6,650,000 |
| 特定福祉用具購入費 | 96,000 | 96,000 | 96,000 | 288,000 |
| 住宅改修費 | 180,000 | 180,000 | 180,000 | 540,000 |
| 特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅介護サービス計 | 7,162,000 | 7,698,000 | 7,984,000 | 22,844,000 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 12,174,000 | 12,789,000 | 12,789,000 | 37,752,000 |
| 地域密着型サービス計 | 12,174,000 | 12,789,000 | 12,789,000 | 37,752,000 |
| 介護老人福祉施設 | 26,468,000 | 26,482,000 | 26,482,000 | 79,432,000 |
| 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護医療院 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設サービス計 | 26,468,000 | 26,482,000 | 26,482,000 | 79,432,000 |
| 居宅介護支援 | 4,533,000 | 4,536,000 | 4,536,000 | 13,605,000 |
| 小計(A) | 50,337,000 | 51,505,000 | 51,791,000 | 153,633,000 |

[予防給付]

(単位:円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 795,000 | 796,000 | 796,000 | 2,387,000 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 722,000 | 722,000 | 722,000 | 2,166,000 |
| 介護予防特定福祉用具購入 | 173,000 | 173,000 | 173,000 | 519,000 |
| 住宅改修 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 36,000 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防サービス計 | 1,702,000 | 1,703,000 | 1,703,000 | 5,108,000 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護予防サービス計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援 | 416,000 | 469,000 | 469,000 | 1,354,000 |
| 小計(B) | 2,118,000 | 2,172,000 | 2,172,000 | 6,462,000 |

[標準給付費]

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 介護給付費(A) | 50,337,000 | 51,505,000 | 51,791,000 | 153,633,000 |
| 予防給付費(B) | 2,118,000 | 2,172,000 | 2,172,000 | 6,462,000 |
| 総給付費(A)+(B) | 52,455,000 | 53,677,000 | 53,963,000 | 160,095,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(D) | 3,383,742 | 3,431,400 | 3,479,059 | 10,294,201 |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響補正係数(E) | 442,305 | 672,802 | 678,585 | 1,793,692 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)(D)-(E) | 2,941,437 | 2,758,598 | 2,800,474 | 8,500,509 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 1,163,554 | 1,146,068 | 1,161,986 | 3,471,608 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 10,452 | 10,600 | 10,747 | 31,799 |
| 審査支払手数料 | 96,615 | 97,945 | 99,370 | 293,930 |
| 標準給付費見込額 | 56,667,058 | 57,690,211 | 58,035,577 | 172,392,846 |

(2) 標準給付費の将来推計

[介護給付] (単位:円)

| | 令和7年度 | 令和22年度 |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 訪問介護 | 2,931,000 | 3,762,000 |
| 訪問入浴介護 | 0 | 0 |
| 訪問看護 | 0 | 0 |
| 訪問リハビリテーション | 121,000 | 121,000 |
| 居宅療養管理指導 | 0 | 0 |
| 通所介護 | 0 | 0 |
| 通所リハビリテーション | 958,000 | 2,006,000 |
| 短期入所生活介護 | 1,210,000 | 1,210,000 |
| 短期入所療養介護 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 2,308,000 | 3,179,000 |
| 特定福祉用具購入費 | 96,000 | 96,000 |
| 住宅改修費 | 180,000 | 360,000 |
| 特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 |
| 居宅介護サービス計 | 7,804,000 | 10,734,000 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 13,213,000 | 16,241,000 |
| 地域密着型サービス計 | 13,213,000 | 16,241,000 |
| 介護老人福祉施設 | 29,697,000 | 33,616,000 |
| 介護老人保健施設 | 0 | 0 |
| 介護医療院 | 0 | 0 |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 |
| 施設サービス計 | 29,697,000 | 33,616,000 |
| 居宅介護支援 | 4,844,000 | 6,345,000 |
| 小計(A) | 55,558,000 | 66,936,000 |

[予防給付] (単位:円)

| | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------------------|-----------|-----------|
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 0 | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 796,000 | 796,000 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 0 | 0 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 1,013,000 | 1,048,000 |
| 介護予防特定福祉用具購入 | 173,000 | 173,000 |
| 住宅改修 | 12,000 | 12,000 |
| 介護予防サービス計 | 1,994,000 | 2,029,000 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護予防サービス計 | 0 | 0 |
| 介護予防支援 | 469,000 | 625,000 |
| 小計(B) | 2,463,000 | 2,654,000 |

[標準給付費]

| | 令和7年度 | 令和22年度 |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 介護給付費(A) | 55,558,000 | 66,936,000 |
| 予防給付費(B) | 2,463,000 | 2,654,000 |
| 総給付費(A)+(B) | 58,021,000 | 69,590,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(D) | 3,669,692 | 4,575,200 |
| 補給給付の見直しに伴う財政影響補正係数(E) | 719,524 | 916,358 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)(D)-(E) | 2,950,168 | 3,658,842 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 1,225,657 | 1,528,091 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 11,336 | 14,133 |
| 審査支払手数料 | 104,785 | 130,625 |
| 標準給付費見込額 | 62,312,946 | 74,921,691 |

2. 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）、包括的支援事業、任意事業に大別されます。

当村の地域支援事業費について、『総合事業』は介護予防把握事業や介護予防普及啓発事業に要する費用を、『包括支援事業』は地域包括支援センター運営に要する費用を設定しています。

(1) 地域支援事業費の見込み

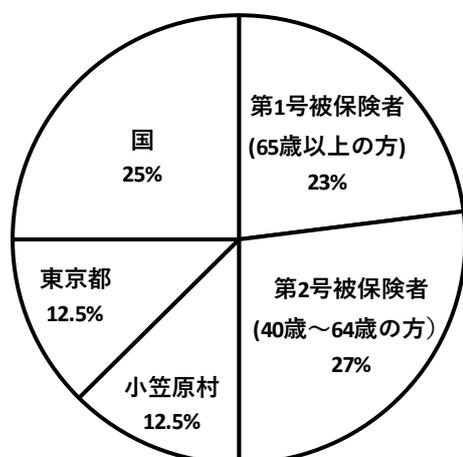
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総合事業 | 436,000 | 436,000 | 436,000 | 1,308,000 |
| 包括的支援事業 | 6,281,000 | 6,281,000 | 6,281,000 | 18,843,000 |
| 合計 | 6,717,000 | 6,717,000 | 6,717,000 | 20,151,000 |

(2) 地域支援事業費の将来推計

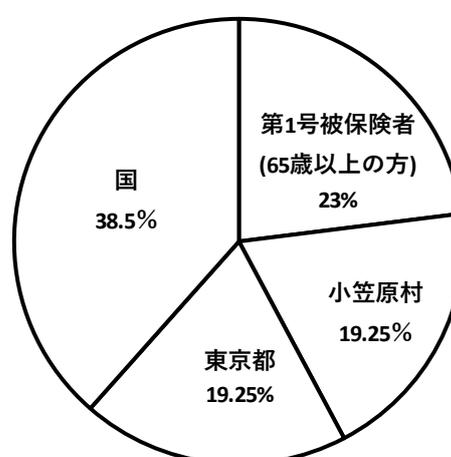
| | 令和7年度 | 令和22年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 総合事業 | 436,000 | 436,000 |
| 包括的支援事業 | 6,281,000 | 6,281,000 |
| 合計 | 6,717,000 | 6,717,000 |

(3) 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活 支援総合事業



包括的支援事業・ 任意事業



第3節 第8期第1号被保険者介護保険料

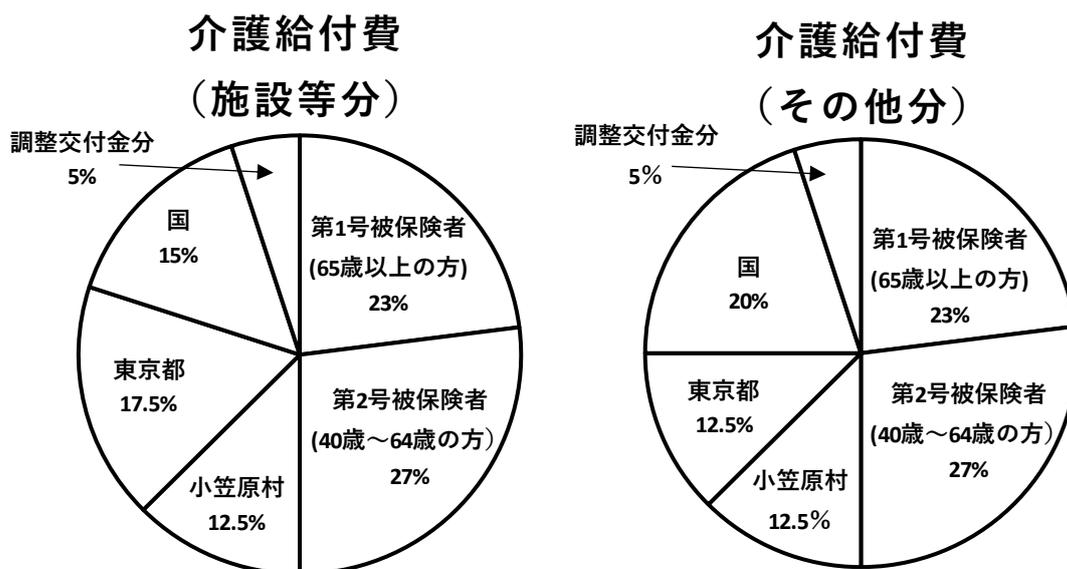
1. 介護給付費の財源

介護保険事業に係る費用は、介護給付費（介護給付と予防給付に要する費用）・地域支援事業費・事務費などから構成されます。

そのうち、介護給付費と地域支援事業費は、50%は公費（国・都・村）でまかなわれ、残りの50%については第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）からの保険料負担でまかなわれています。

介護給付費は『施設等分』と『その他分』の二つに分かれており、公費内の負担割合が変わります。

『施設等分』は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設に要する介護給付費分になり、『その他分』は施設等分以外の介護給付費になります。



※ 調整交付金は、区市町村間における後期高齢者加入割合と所得段階別被保険者割合の格差による介護保険財政の不均衡を是正するため国から交付され、国において交付割合を決定されますが、小笠原村は、毎年交付割合が0%のため交付されません。

そのため、当村の調整交付金分は、第1号被保険者の保険料にてまかなう予定です。

2. 第8期第1号被保険者介護保険料の算出

第1号被保険者介護保険料は、第8期計画期間中（令和3年～5年）に見込まれる介護保険事業の所定負担割合をまかなえるように設定しており、人口推計、介護サービス総費用の見込みなどをもとに、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにより算出しています。

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 第1号被保険者 | | 427人 | 429人 | 431人 | 1,287人 |
| | 前期 | 247人 | 237人 | 229人 | 713人 |
| | 後期 | 180人 | 192人 | 202人 | 574人 |
| 所得段階別被保険者数 | | | | | |
| | 第1段階 | 86人 | 88人 | 90人 | 264人 |
| | 第2段階 | 38人 | 38人 | 37人 | 113人 |
| | 第3段階 | 24人 | 24人 | 23人 | 71人 |
| | 第4段階 | 28人 | 28人 | 28人 | 84人 |
| | 第5段階 | 18人 | 18人 | 18人 | 54人 |
| | 第6段階 | 70人 | 69人 | 68人 | 207人 |
| | 第7段階 | 53人 | 52人 | 53人 | 158人 |
| | 第8段階 | 46人 | 46人 | 48人 | 140人 |
| | 第9段階 | 64人 | 66人 | 66人 | 196人 |
| | 合計 | 427人 | 429人 | 431人 | 1,287人 |
| 標準給付見込額 | | 56,667,058円 | 57,690,211円 | 58,035,577円 | 172,392,846円 |
| 地域支援事業費 | | 6,717,000円 | 6,717,000円 | 6,717,000円 | 20,151,000円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 | | 14,578,333円 | 14,813,659円 | 14,893,093円 | 44,285,085円 |
| 保健福祉事業費等 | | 7,801,000円 | 7,801,000円 | 7,801,000円 | 23,403,000円 |
| 調整交付金相当額 | | 2,855,153円 | 2,906,311円 | 2,923,579円 | 8,685,043円 |
| 調整交付金見込交付割合 | | 0.00% | 0.00% | 0.00% | |
| | 後期高齢者加入割合補正係数 | 1.2212 | 1.2427 | 1.2601 | |
| | 所得段階別加入割合補正係数 | 1.0852 | 1.0841 | 1.0849 | |
| 調整交付金見込額 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政安定化基金拠出金見込額 | | | | | 0円 |
| 財政安定化基金拠出率 | | 0.00% | | | |
| 財政安定化基金償還金 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 準備基金残高(令和元度末見込み) | | | | | 83,960,908円 |
| 準備基金取崩額 | | | | | 15,000,000円 |
| 保険料収納必要額 | | | | | 61,373,127円 |
| 予定保険料収納率 | | 98.18% | | | |
| 保険料(年額) | | | | | 44,760円 |
| 保険料(月額) | | | | | 3,730円 |

3. 第1号被保険者介護保険料の決定

第8期介護保険事業計画での第1号被保険者介護保険料基準額（月額）は、厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムにより「3,730円」と算出されました。

小笠原村では、過年度の第1号被保険者介護保険料の剰余金を『介護給付費準備基金』として毎年積み立てております。

介護給付費準備基金とは、計画期間中に介護給付費等が急増した場合や次期計画の介護保険料の上昇抑制のために取り崩すことができます。

第8期介護保険事業計画では、この介護給付費準備基金を介護保険料の上昇抑制のために活用し、第8期介護保険料基準額を第7期介護保険料基準額と同額の「3,374円」とすることに決定しました。

次期事業計画改定時、被保険者数の増加から、介護給付費等は増加する傾向にあると推測されます。保険料増加による被保険者の経済不安が、介護保険制度への負担増とならないように、介護給付費準備基金を活用し、保険料水準を第7期から維持する方向で進めたいと考えておりますが、実推計は第9期以降の事業計画改定時に議論し、保険料基準額をそれぞれ決定します。

4. 第1号被保険者介護保険料の将来推計

令和7年度（2025年）、令和22年度（2040年）の第1号被保険者保険料の推計は次のとおりです。

| | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 第1号被保険者 | | 440人 | 535人 |
| | 前期 | 212人 | 317人 |
| | 後期 | 228人 | 218人 |
| 所得段階別被保険者数 | | | |
| | 第1段階 | 90人 | 109人 |
| | 第2段階 | 38人 | 46人 |
| | 第3段階 | 24人 | 31人 |
| | 第4段階 | 28人 | 34人 |
| | 第5段階 | 19人 | 24人 |
| | 第6段階 | 72人 | 88人 |
| | 第7段階 | 55人 | 66人 |
| | 第8段階 | 46人 | 55人 |
| | 第9段階 | 68人 | 82人 |
| | | 合計 | 440人 |
| 標準給付見込額 | | 62,312,946円 | 74,921,691円 |
| 地域支援事業費 | | 6,717,000円 | 6,717,000円 |
| 第1号被保険者負担分相当額 | | 16,153,007円 | 21,879,169円 |
| 保健福祉事業費等 | | 7,801,000円 | 7,801,000円 |
| 調整交付金相当額 | | 3,137,447円 | 3,767,885円 |
| 調整交付金見込交付割合 | | 0.00% | 0.00% |
| | 後期高齢者加入割合補正係数 | 1.3035 | 1.4922 |
| | 所得段階別加入割合補正係数 | 1.0867 | 1.0834 |
| 調整交付金見込額 | | 0円 | 0円 |
| 財政安定化基金拠出金見込額 | | 0円 | 0円 |
| 財政安定化基金拠出率 | | 0円 | 0円 |
| 財政安定化基金償還金 | | 0円 | 0円 |
| 準備基金残高 | | 68,960,908円 | 23,960,908円 |
| 準備基金取崩額 | | 5,000,000円 | 5,000,000円 |
| 保険料収納必要額 | | 22,091,455円 | 28,448,054円 |
| 予定保険料収納率 | | 98.18% | 98.18% |
| 保険料(年額) | | 47,052円 | 49,944円 |
| 保険料(月額) | | 3,921円 | 4,162円 |

5. 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者介護保険料については、決定した保険料(月額)「3,374円」を基準額とし、負担能力に応じた次の9段階に設定しました。

各段階の年額保険料は、介護保険料基準額(月額)「3,374円」に12ヶ月と、各段階の料率を乗じて、1円未満の端数を切り捨てたものです。月額は参考表示で、年額を12ヶ月で割ったものです。

| 保険料段階 | 対象者 | 基準額に対する乗率 | 年額保険料(月額) |
|-------|---|--------------|---------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 | 基準額 ×0.30 | 12,146円 (1,012円) |
| 第2段階 | ・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方 | 基準額 ×0.50 | 20,244円 (1,687円) |
| 第3段階 | ・村民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得+年金収入額が120万円を超えている方 | 基準額 ×0.70 | 28,341円 (2,361円) |
| 第4段階 | ・村民税世帯課税、本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 | 基準額 ×0.90 | 36,439円 (3,036円) |
| 第5段階 | ・村民税世帯課税、村民税本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超えている方 | 基準額 ×1.00 | 40,488円 (3,374円) |
| 第6段階 | ・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.20 | 48,585円 (4,048円) |
| 第7段階 | ・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方 | 基準額 ×1.30 | 52,634円 (4,386円) |
| 第8段階 | ・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 | 基準額 ×1.50 | 60,732円 (5,061円) |
| 第9段階 | ・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額 ×1.70 | 68,829円 (5,735円) |

第4節 介護給付費適正化計画について

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

村内では村と社会福祉法人明老会によるサービスが提供されていることにより、内地と同様な適正化は馴染みませんが、1村2島の地理的環境からサービス利用の平準化・平等性を保つことを目標に適正化に取り組みます。

[介護給付適正化に関する目標等の設定]

| | |
|---------|--|
| 現状と課題 | サービス事業者が村内には1事業者しかいないため、サービスの平等性が維持されている。また、目の行き届いた環境であるため、介護給付は比較的適正である。第8期において介護給付適正化主要6事業の目標を設定する。 |
| 取組方針と目標 | <p>① 要介護認定の適正化 方針：全国一律の基準に基づいた要介護認定が適正に実施する。 目標：審査判定の傾向や特徴を把握する。</p> <p>② ケアプランの点検 方針：介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。 目標：ケアプラン点検を父島・母島で2件ずつ実施し、介護支援専門員への助言等を行う。</p> <p>③ 住宅改修・福祉用具購入の点検 方針：受給者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し、適切な住宅改修及び福祉用具購入・貸与などの給付をする。 目標：審査内容を精査し、リハビリテーション専門職等と協力する等、効果的な調査となるよう点検を推進する。</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合 方針：報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認</p> |

等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。

目標：国保連処理対象外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。

⑤ 介護給付費通知

方針：受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。

目標：受給者にとって分かりやすく、効果的な給付費通知となるよう検討する。

⑥ 給付実績の活用

方針：国保連合会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の育成を図る。

目標：給付実績の活用において活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用していく。

【参考資料】

(1) 小笠原村介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 国が定める基本指針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営に関する小笠原村介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定を目的として、小笠原村介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は事業計画策定に関し、次に掲げる事項を検討する。

- ① 介護給付等対象サービスの必要量の検証及び推計
- ② 介護給付対象サービスの円滑な提供を図る為の方策
- ③ 介護保険事業量の検証及び推計
- ④ その他必要な事項

(構成及び委員への報酬等)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員は村長が委嘱又は任命する。
- 3 委員への報酬及び旅費に関しては支給しない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第8期事業計画策定までとする。

- 2 欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、村民課長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は父島、母島別に会議を招集することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する者が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、第3条に定める者のほか必要と認める者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は委員会が定める事項について調査、検討する。
- 3 専門部会の専門部会長及び専門部会委員は、委員会の委員の内から委員長が指名する。
- 4 専門部会長は、専門部会の会議を主催する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長が指定する者が、その職務を代理する。

(専門部会の招集)

第8条 専門部会は専門部会長が招集する。

2 専門部会長は、必要があると認められたときは、関係者に専門部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第9条 委員会及び専門部会の会議は公開で行う。但し、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は村民課住民係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表)

| | 職 |
|------|-----------------|
| 委員長 | 村民課長 |
| 副委員長 | 医療課長 |
| 委員 | 小笠原支庁総務課長 |
| 委員 | 島しょ保健所小笠原出張所副所長 |
| 委員 | 小笠原村社会福祉協議会事務局長 |
| 委員 | 社会福祉法人明老会施設長 |
| 委員 | 父島民生委員代表 |
| 委員 | 父島クラブ代表 |
| 委員 | 母島支所長 |
| 委員 | 母島民生委員代表 |
| 委員 | 母島クラブ代表 |

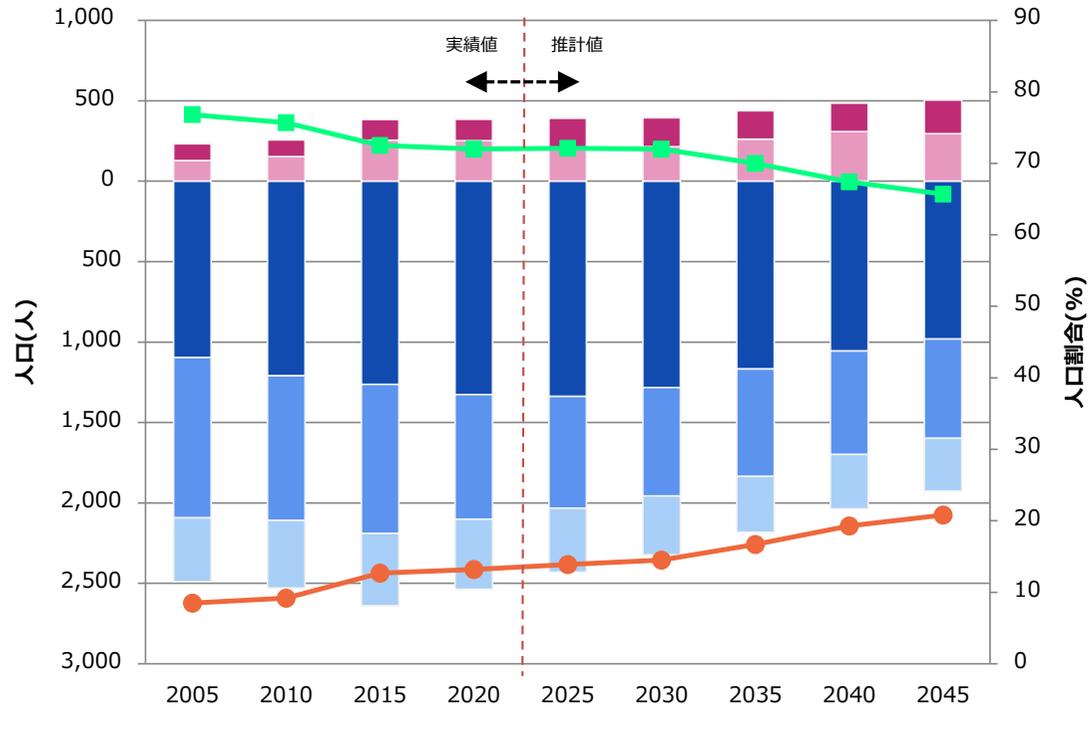
(2) 小笠原村介護保険事業計画策定委員会名簿

| | 氏名 | 所属 |
|------------|----------|-----------------|
| 委員長 | 村井 達人 | 村民課長 |
| 副委員長 | 佐々木 英樹 | 医療課長 |
| 委員 (父島) | 岸 威雄 | 小笠原支庁総務課長 |
| | 岩崎 圭子 | 島しょ保健所小笠原出張所副所長 |
| | 斎藤 実 | 小笠原村社会福祉協議会事務局長 |
| | 秦 早苗 | 社会福祉法人明老会施設長 |
| | セーボレー 悦子 | 父島民生委員代表 |
| | 片股 敬昌 | 父島クラブ代表 |
| 委員 (母島) | 鶴田 典之 | 母島支所長 |
| | 菊池 峰子 | 母島民生委員代表 |
| | 佐々木 日出子 | 母島クラブ代表 |

事務局

| | 氏名 | 所属 |
|------------------------|-------|----------|
| 地域包括支援センター 運営協議会事務局 | 亀山 祐子 | 村民課福祉係長 |
| | 伊藤 嘉則 | 村民課福祉係主査 |
| 介護保険事業計画 策定委員会事務局 | 石原 洋介 | 村民課住民係長 |
| | 泉 静 | 村民課住民係主査 |

(3)小笠原村の人口の推移



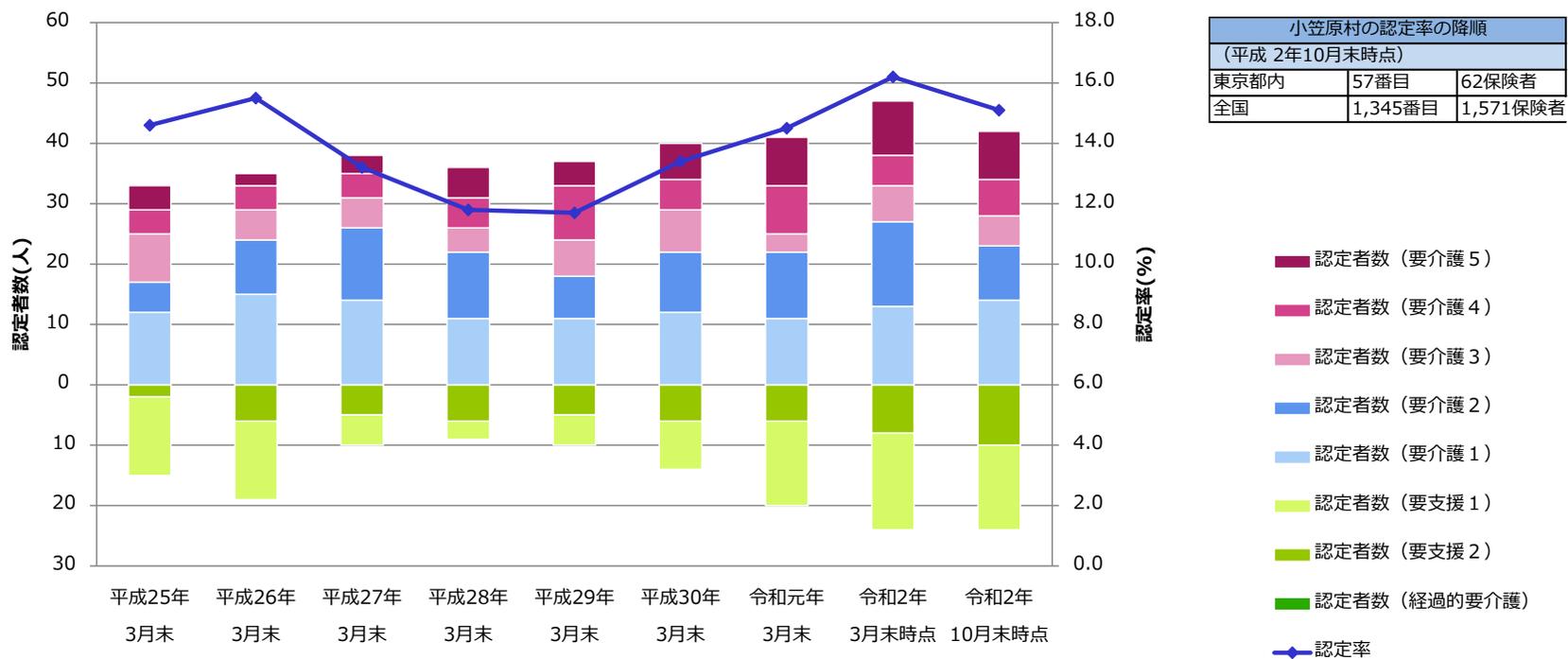
| 小笠原村の高齢化率の降順 | | |
|--------------|---------|----------|
| (2015年10月時点) | | |
| 東京都内 | 62番目 | 62保険者 |
| 全国 | 1,565番目 | 1,565保険者 |
| (2025年の推計値) | | |
| 東京都内 | 62番目 | 62保険者 |
| 全国 | 1,512番目 | 1,512保険者 |
| (2040年の推計値) | | |
| 東京都内 | 61番目 | 62保険者 |
| 全国 | 1,511番目 | 1,512保険者 |

(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月現在）

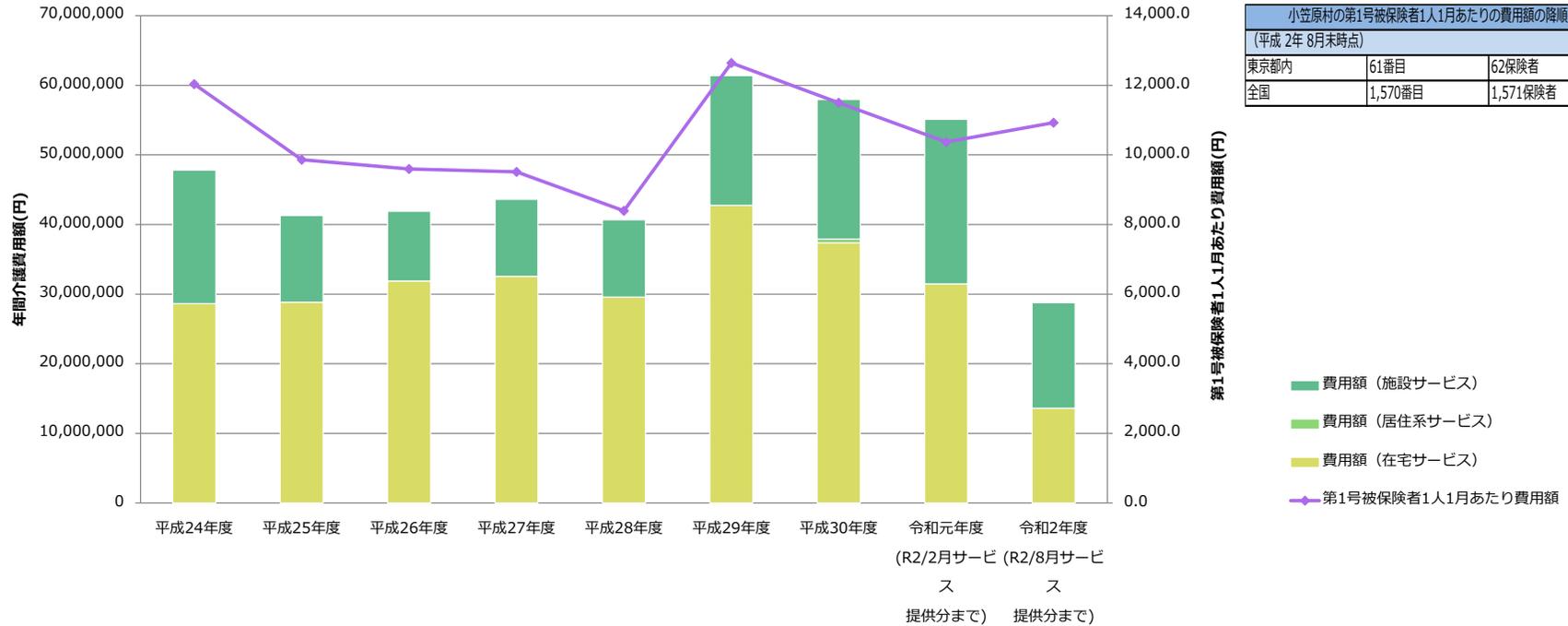
(4) 小笠原村の要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移



(出典) 平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月現在）

(5) 小笠原村の介護費用額の推移

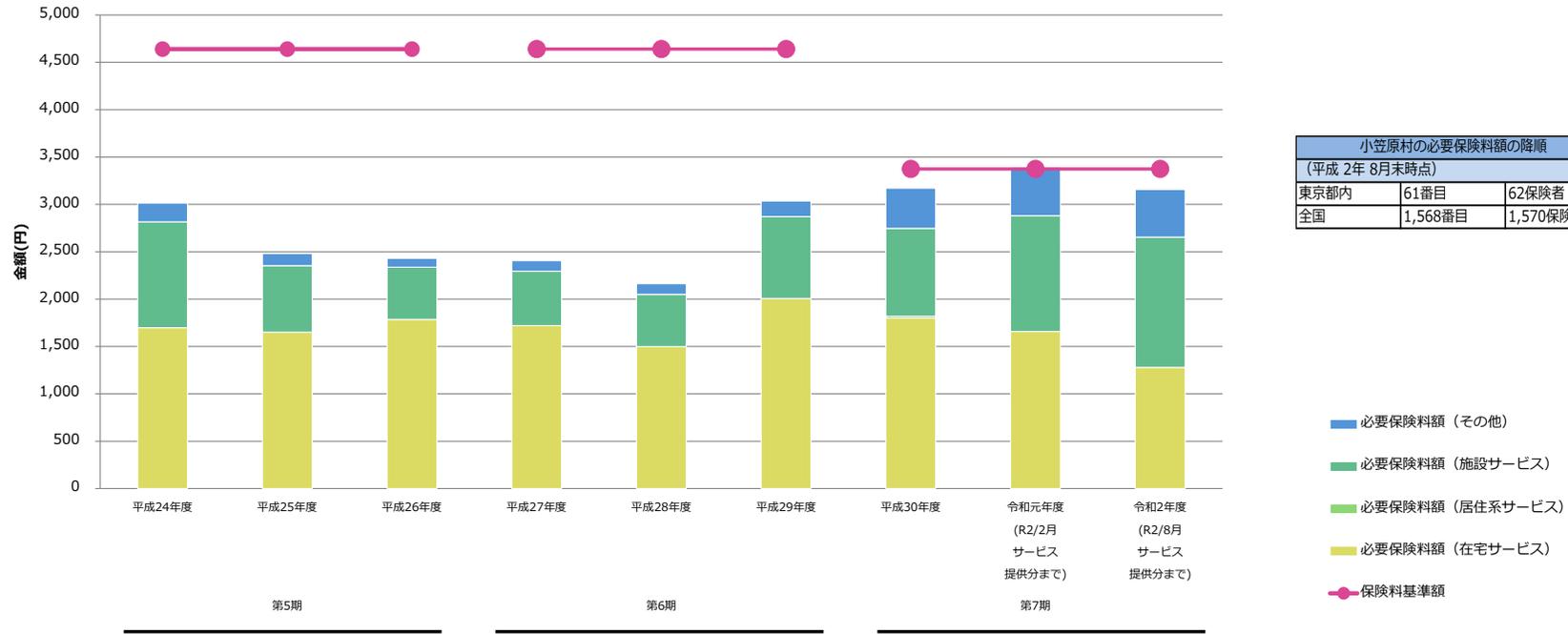


(出典) 【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補給給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月現在）

(6) 小笠原村の保険料額の推移



| | | |
|------|---------|----------|
| 東京都内 | 61番目 | 62保険者 |
| 全国 | 1,568番目 | 1,570保険者 |

(出典) 【必要保険料額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計および介護保険事業計画に係る保険者からの報告値
【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（令和3年1月現在）

第8期小笠原村介護保険事業計画

令和3年3月

編集：小笠原村村民課

小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-3111
